

### 資料 3－3

#### 施設・設備の維持管理に係る仕様

##### 1 共通事項

旧展示室、学習室及び管理事務所には警報装置を設置すること。

##### 2 供用施設

| 対象施設                    | 管理方法等                       | 実施回数等 |
|-------------------------|-----------------------------|-------|
| 森林                      | ・管理道・遊歩道沿い森林の除伐、枯損木除去、つる切り等 | 適宜    |
|                         | ・ゴミ拾い                       | 随時    |
| 広場                      | ・巡視点検・清掃                    | 随時    |
|                         | ・広場、工作物の軽微な補修               | 適時    |
| 旧展示室<br>学習室             | ・展示物・パネル等の点検                | 随時    |
|                         | ・館内清掃                       | 年2回   |
|                         | ・軽微な修繕                      | 適宜    |
| 遊歩道<br>ウェルカムストリート       | ・巡視点検・清掃                    | 随時    |
|                         | ・刈払、不陸整正、階段補修、標識の補修等        | 適宜    |
| 管理道                     | ・巡視点検・清掃                    | 随時    |
|                         | ・刈払、溝渠清掃、軽微な修繕              | 適宜    |
| 展望台<br>公衆便所（仮設を含む。）、駐車場 | ・巡視点検・清掃                    | 随時    |
|                         | ・軽微な修繕                      | 適宜    |

\* 修繕、補修については、資料4「施設の改築及び修繕等の実施区分」に応じて実施するものとする。

### 3 管理用施設

| 対象施設 | 管理方法等            | 実施回数等                                    |
|------|------------------|------------------------------------------|
| 給水設備 | ・設備の正常運転に必要な維持管理 | ・維持点検：年3回<br>・滅菌清掃：年1回                   |
|      | ・水道法に基づく水質検査     | ・定期水質検査：年8回<br>・年次水質検査：年2回<br>・簡易水質検査：随時 |
|      | ・異常のある場合の軽微な修繕   | ・修繕：適宜                                   |
| 浄化槽  | ・設備の正常運転に必要な維持管理 | ・維持点検：年3回                                |
|      | ・浄化槽法に基づく清掃、水質検査 | ・清掃点検：年2回<br>・水質検査：年1回                   |
|      | ・異常のある場合の軽微な修繕   | ・修繕：適宜                                   |
| 電気設備 | ・電気事業法に基づく設備の点検  | ・月次点検：月1回<br>・年次点検：年1回                   |
|      | ・日常巡視点検          | ・巡視：随時                                   |
|      | ・異常のある場合の軽微な修繕   | ・修繕：適宜                                   |
| 消防設備 | ・機能点検            | ・年2回                                     |
| 照明設備 | ・巡視点検            | ・巡視点検：随時                                 |
| 放送設備 | ・異常のある場合の軽微な修繕   | ・修繕：適宜                                   |

\*修繕、補修については、資料4「施設の改築及び修繕等の実施区分」に応じて実施するものとする。

### 4 休業期間中の施設管理に係る特記事項

給水設備の凍結防止の措置をとること。

凍結防止のため給水を行わない場合、県民の森内を通行する者のため、仮設トイレを適宜設置すること。

また、来園者の安全に配慮し、遊歩道などの共用施設を適宜管理すること。

### 5 森林管理道の管理に係る特記事項

県民の森に設置されている森林管理道（丸山支線及び丸山分線）については以下により管理すること。

- (1) 埼玉県森林管理道管理基準（資料6）を熟知し、車両の通行を制限する工作物の設置等をする場合、県に届け出ること。
- (2) 刈り払い、除雪等軽微な維持管理は、指定管理者が行うこと。
- (3) 森林管理道が破壊又は欠損した場合は、速やかに県に報告すること。